あさひかわ 市議会だより

ASAHIKAWA CITY COUNCIL NEWS

発行：旭川市議会
編集：広聴広報委員会
〒070−8525 旭川市6条通9丁目46番地
TEL(0166)25−6380・FAX(0166)24−7810
旭川市議会ホームページアドレス
https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/council/index.html

CONTENTS 主な内容

議会改革・活性化の歩み……2
主な議案のあらまし……4
臨時会のあらまし……4
一般質問……5
第４回定例会に提出された議案とその結果……8
請願・陳情……8
賛否の一覧……8
常任委員会の動き……9
１年間の主な議会活動……10
議会の動き、お知らせ……10

第100号
令和3年(2021年)2月15日

これからも市民の皆様とともに歩んでいきます

縦書きから横書きに市議会だよりをリニューアル（平成24年９月）

市民と議会の意見交換会を初開催（平成23年11月）

小学生が本会議を傍聴（令和元年６月）

建替工事が進む新庁舎（令和２年9月撮影）

市民に親しまれている現庁舎（令和２年11月撮影）

第100号に寄せて

旭川市議会議長　安田　佳正

市民の皆様には日頃から本市議会に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、「あさひかわ市議会だより」は第100号の節目を迎えました。本誌は、平成10年11月に議会改革の一つとして、市民の皆様に議会の活動内容をより詳しくお知らせするために創刊され、それ以来20年以上にわたり発行し続けてまいりました。

この間、平成22年12月には議会基本条例を制定して議会改革の新たなスタートラインに立ち、時代の変化に応じた議会運営や機能強化を図ってきました。その取組の一つとして、広聴広報委員会を新設し、市民の皆様からのご意見を政策形成に反映する「市民と議会の意見交換会」を始めたほか、市議会だよりの誌面充実、ホームページを活用した情報公開などを進めてきたところです。

しかし、議会改革にゴールはありません。これからも積極的に市民の皆様からご意見を伺い、市政にその思いを届ける「市民とともに歩む議会」を目指して取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○今号は、あさひかわ市議会だより第100号の発行を記念して、カラー印刷にしています。

議会改革・活性化の歩み

あさひかわ市議会だよりを創刊してから、今号で100号を迎えることができました。

この間に、本市を取り巻く環境も大きく変化し、それらに対応した議会運営や議会の機能強化を更に進めていく必要があることから、平成22年12月に旭川市議会基本条例を制定し、新たなスタートラインとして様々な改革を進めてきました。

ここでは、議会改革・活性化の取組及び市議会と市民の皆様をつなぐ議会広報についてご紹介します。

1　議会運営に関わる改革・活性化の取組

議会基本条例には、議会の最高規範として基本的な考え方を各条項にまとめ、議会や議員の活動、市民との意見交換の実施、議員同士が十分に議論を尽くす議会運営をすること、情報公開や広聴広報機能を充実すること、積極的に政策提言すること、さらに条例の実効性を高めるため、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に関し不断の評価及び検証を行うことなどを規定しました。

これらの規定に基づき、議会運営に関わる改革・活性化や市民との情報共有を進めることで、各種制度の導入を始め、議会独自の政策提案や執行部へ政策提言するための原動力となっています。

年　度	主　な　取　組
2008(平成20)年度	常任委員会の定例開催を導入
2009(平成21)年度	議会基本条例検討委員会を設置(～平成22年11月)
2010(平成22)年度	旭川市議会基本条例を制定 反問権を導入 請願・陳情の説明機会を確保
2011(平成23)年度	広聴広報委員会を設置 市民と議会の意見交換会を初開催(以降、毎年度実施*) 議員研修会を初開催(以降、毎年度実施*)
2012(平成24)年度	議員(委員)間討議を導入 一問一答方式を導入
2013(平成25)年度	議会運営の自己評価及びその妥当性について外部検証者による検証結果を公表(以降、2年に1回実施) 議員提案により「旭川市地酒の普及の促進に関する条例」を制定
2015(平成27)年度	議場に質疑質問席を設置
2016(平成28)年度	議員提案により「旭川市飲酒運転の根絶に関する条例」を制定 議員提案により「旭川市における公契約の基本を定める条例」を制定 提言書「若者の政治参加等に係る取り組みへの支援施策について」を執行部に提出
2017(平成29)年度	提言書「商業施設への期日前投票所の設置拡大等について」を執行部に提出 「旭川市総合庁舎建替基本設計(素案)に対する意見書」を執行部に提出
2019(令和元)年度	提言書「安心して生活できる除排雪体制の確立について」を執行部に提出 提言書「民生委員・児童委員の業務の負担軽減等について」を執行部に提出
2020(令和2)年度	本会議及び委員会の傍聴人名簿を廃止

*新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たない状況等を踏まえ、令和2年度は中止しました。

▲議会基本条例検討委員会の様子（平成22年11月開催）

▲議員研修会の様子（令和2年1月開催）

▲平成25年から平成31年までの議会運営の評価及び検証検証結果報告

2　議会費と議員定数

平成11年度と15年度に、議員定数をそれぞれ4人削減したほか、平成24年度には議員定数及び議員報酬に関する検討懇談会を設置し、議員定数や議員報酬の現状や妥当性などについて検討を行い、議長宛に報告書が提出されました。これを受けて、議会内で検討した結果、平成27年度には議員定数を36人から34人に削減しています。

また、議員への費用弁償（日額5,000円）の廃止、常任委員会等の視察旅費等を見直したほか、本年度には、新型コロナウイルス感染症への対応として6月支給分の期末手当のほか、政務活動費及び旅費等の一部を削減しました。

年　度	主　な　取　組
1999(平成11)年度	議員定数を44人から40人に削減
2003(平成15)年度	議員定数を40人から36人に削減
2006(平成18)年度	費用弁償(日額5,000円)を廃止
2011(平成23)年度	平成15年度以降実施を凍結していた海外視察の廃止
2012(平成24)年度	議員定数及び議員報酬に関する検討懇談会を設置(～平成25年5月) 常任委員会視察及び単独行政視察の旅費を減額
2015(平成27)年度	議員定数を36人から34人に削減
2020(令和2)年度	新型コロナウイルス感染症への対応として6月支給分の期末手当のほか、政務活動費及び旅費等の一部を削減

▲議員定数は、最も多かった頃から10人削減

令和3年第2回定例会の開会日は、6月中旬を予定しています。(開会予定日は、変更となる場合もあります。)
なお、日程につきましては、議会事務局までお問い合わせください。市議会ホームページでもお知らせします。

3　市議会だよりの誌面充実

当初、議会の活動状況は、市広報誌の中に掲載していましたが、誌面スペースの関係などから、審議経過や一般質問などの内容をお知らせすることができませんでした。

そこで、より詳しく議会の活動状況を市民の皆様にお知らせし、理解と関心を持っていただくために平成10年11月に創刊しました。それから定例会閉会後に年４回（２月、５月、９月、12月）、さらに改選時には臨時号を発行しています。

平成23年５月には、議会の広聴広報機能の充実を図るため広聴広報委員会が設置され、同委員会の協議を経て、デザイン・レイアウトを縦書きから横書きに刷新したほか、ページ数の増加やＱＲコードの掲載など、市民の皆様のニーズに合わせた取組や誌面の充実に努めています。

年　度	主　な　取　組
1998(平成10)年度	市広報誌から単独発行となり、あさひかわ市議会だよりを創刊
1999(平成11)年度	視覚障害者向けに「声のあさひかわ市議会だより」(カセット版)を発行 臨時会のあらまし及び請願・陳情を掲載
2000(平成12)年度	代表質問について会派名のほかに議員名を追加 一般質問・大綱質疑について議員名及び通告内容を掲載
2003(平成15)年度	一般質問等の質問・質疑部分を網掛けにし、答弁との違いを分かりやすくした
2005(平成17)年度	一般質問等の表記を「Q・A」から「問・答」に変更
2012(平成24)年度	縦書きから横書きのデザイン・レイアウトにし、誌面を刷新
2013(平成25)年度	一般質問等に対する答弁者の職名を記載
2014(平成26)年度	ページ数を８から10ページに増やし、内容を充実 代表質問の議員名の写真を掲載 賛否が分かれた議案名及び全議員の賛否を掲載 ２色刷りの色を黒と青系色から黒と赤系色に変更 「常任委員会・議会運営委員会・広聴広報委員会の動き」の掲載を各委員長等の寄稿による文書形式に変更
2016(平成28)年度	スマートフォン等からアクセスしやすくなるようにＱＲコードを掲載 視覚障害者向け「声の市議会だより」にＣＤ(デイジー版)を追加 スマートフォン等からアクセスしやすくなるようにアプリ「マチイロ」に掲載
2017(平成29)年度	議案等の賛否一覧の件名の後ろに議決結果と賛成者、反対者等の数を掲載 一般質問・大綱質疑ページの番号付番による議員のリンク設定
2019(令和元)年度	「常任委員会・議会運営委員会・広聴広報委員会の動き」のレイアウトを変更
2020(令和２)年度	補正予算等審査特別委員会欄に正副委員長名を掲載 市民意見を踏まえ、使用フォントを見直すとともに、一般質問等の質問部分と答弁部分を異なるフォントに変更

▲創刊号の本文は縦書き、表紙には本会議場の写真を掲載

▲第99号（令和２年12月15日発行）表紙は、金魚すくいイベントの様子

4　ホームページを活用した情報公開

平成14年２月にホームページを開設し、いつでも議会の情報にアクセスできるようになりました。議長・副議長や議員の紹介、議会日程、議案や議決結果、本会議及び委員会の会議録のほか、本会議のインターネット中継などもご覧いただけます。

また、政務活動費においては、平成25年度から決算書を、平成30年度から領収書等をホームページで公開しており、透明性の確保に努めるとともに、掲載内容の充実を図りながら積極的に情報発信しています。

年　度	主　な　取　組
2001(平成13)年度	ホームページを開設
2006(平成18)年度	会議録検索システムを導入 本会議のインターネット中継を開始
2007(平成19)年度	市民課ロビー等で本会議のモニターテレビ中継の放映を開始
2013(平成25)年度	政務活動費の決算書を公開したほか、議会図書室で閲覧を開始
2015(平成27)年度	Ｗｅｂコンテンツの管理システムを導入し、全面的にリニューアル
2017(平成29)年度	本会議のインターネット中継がスマートフォンでも視聴可能に
2018(平成30)年度	政務活動費の領収書等を公開
2019(令和元)年度	各常任委員会及び議会運営委員会の会議記録を概要記録から全文記録とし、ホームページで公開 広聴広報委員会の会議記録をホームページで公開
2020(令和２)年度	本会議、予算・決算・補正予算等審査特別委員会の会議録速報版をホームページで公開 市長提出議案、議会提出議案及び請願・陳情の内容をホームページで公開

◀ＱＲコード

スマートフォンからトップページにアクセスできます

▲市議会ホームページのトップページ

※ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

第４回定例会

主な議案のあらまし

令和２年第４回定例会を、11月30日から12月10日まで、11日間の日程で開催しました。

この定例会では、市長から提出された令和２年度各会計補正予算、条例の改正、定住自立圏形成協定の変更、財産の取得、功労者表彰条例に基づく被表彰者の推薦、報告及び人事の計33件の議案と、議員から提出された条例の改正、意見書案及び決議案の８件を審議し、いずれも原案どおり決定しました。

●補正予算

令和２年度一般会計に10億3,949万2,000円を追加

今回の補正は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、動物園事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の補正です。

このうち一般会計の補正は、ふるさと納税推進費、介護保険事業特別会計繰出金、感染症予防対策費、田んぼアート見晴台整備事業費、工業技術センター設備整備費、学校施設大規模改修費、公民館補修費、給料及び諸手当等のほか追加補正として、ひとり親世帯臨時特別給付金支給費及び母子保健推進費であり、歳入歳出予算の総額それぞれに10億3,949万2,000円を追加し、令和２年度一般会計予算の総額を、2,016億8,618万2,000円とするものです。

●条例の改正

○職員の給与に関する条例の一部改正

一般職の職員の期末手当支給率を国家公務員に準じて引き下げるものです。

○特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

○公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部改正

国家公務員の給与改定に準じて改定される一般職の職員の期末手当支給率に鑑み、期末手当の支給率を引き下げるものです。

○支所設置条例等の一部改正

西神楽支所及び西神楽公民館が西神楽農業構造改善センター内に移転することに伴い、西神楽支所及び西神楽公民館の位置変更等を行うものです。

○国民健康保険条例の一部改正

地方税法等の改正に伴い、所要の規定を整備するものです。

○保険料の減額

地方税法の改正に伴う個人所得課税の見直しにより、低所得世帯の軽減判定に不利益が生じないように規定を整備

○延滞金の算定に用いる割合の名称変更

変更前：特例基準割合

変更後：延滞金特例基準割合

○還付加算金の算定に用いる割合の名称及び率の変更

変更前：特例基準割合（平均貸付割合＋１パーセント）

変更後：還付加算金特例基準割合（平均貸付割合＋0.5パーセント）

○病院事業の設置等に関する条例の一部改正

市立旭川病院の腎臓・泌尿器部門の機能強化を図るため、診療科目として腎臓内科を新設するものです。

●その他

○定住自立圏形成協定の変更（８件）

上川中部定住自立圏の連携事業について、関係町との間で新たな連携事業などに関して合意したため、それぞれ形成協定の一部を変更する協定を締結するものです。

○財産の取得（１件）

○移動式アルミ製観覧席ステージ

価格　4,224万円　一式

○功労者表彰条例に基づく被表彰者の推薦

多年にわたり市勢の伸展に寄与された功績が誠に顕著な次の方を功労者表彰条例に基づく被表彰者として推薦することに決定しました。

稲　積　文　子　氏

谷　山　翔　二　氏

松　野　和　彦　氏

●人事

副市長の選任について同意しました。

○副市長の選任

表　　憲　章　氏

臨時会のあらまし

○第５回臨時会

令和２年第５回臨時会は、10月30日に開会し、同日閉会しました。

この臨時会では、市長から提出された令和２年度各会計補正予算及び報告の計４件の議案を審議し、いずれも原案どおり決定しました。

第５回臨時会に提出された議案とその結果

件　名	結果
◆令和２年度旭川市一般会計補正予算について	可決
◆令和２年度旭川市病院事業会計補正予算について	〃
◆専決処分の報告について(損害賠償の額を定めること)	報告済
◆専決処分の報告について(変更契約を締結すること)	〃

※◆は市長提出議案

○第６回臨時会

令和２年第６回臨時会は、12月18日に開会し、同日閉会しました。

この臨時会では、市長から提出された令和２年度各会計補正予算の計２件の議案を審議し、いずれも原案どおり決定しました。

第６回臨時会に提出された議案とその結果

件　名	結果
◆令和２年度旭川市一般会計補正予算について	可決
◆令和２年度旭川市病院事業会計補正予算について	〃

※◆は市長提出議案

目の不自由な方に「声のあさひかわ市議会だより」(CD（デイジー版）)を無料で貸し出しています。
希望される方は、議会事務局（電話25−6380・ＦＡＸ24−7810）までご連絡ください。

一般質問

一般質問は、定例会で議案に関係なく、市政の諸問題や将来の見通しなどについて市の考えを聞くものです。第４回定例会では、12月４日、７日及び８日の３日間にわたり13人の議員が質問しました。その中から主な質問と答弁をお知らせします。

今定例会の質問者(発言順)

①　もんま　節　子（公明党）
- 「旭川版」子育て応援アプリの構築に向けて
- ワクチンで救える命　子宮頸がんについて
- コロナ禍での簡単にできる感染予防対策について

②　林　　祐　作（自民党･市民会議）
- マンホールを生かしたまちづくりについて
- 除排雪について
- クレーム対応について
- コロナ禍における経済と市民活動について

③　佐　藤　さだお（自民党･市民会議）
- 旭川大学をベースとした公立大学設置について
- 小中学校における学校給食費の未納状況と学校給食費の無償化について
- コロナ禍が本市の観光事業に及ぼした影響と冬期イベント等の開催について
- 自衛隊車両の市内における走行状況と防衛施設周辺整備事業について

④　石　川　厚　子（日本共産党）
- まちづくりと北彩都整備事業について
- 精神障がい者支援について
- 2021年度予算編成の考え方について

⑤　高　花　えいこ（公明党）
- 今後の行政手続について
- 成人式について
- 木質バイオマスの利活用の促進について
- 旭川大学の公立化について

⑥　中　野　ひろゆき（公明党）
- 水道未整備地域に対する今後の取組について
- コロナ禍における市民の暮らしについて
- 学校における新型コロナウイルスの感染防止策について
- ふるさと旭川への愛着と誇りを醸成する旭川市民の日制定について
- 北海道新幹線の旭川延伸について

⑦　上　野　和　幸（無党派Ｇ）
- 旭川市のスポーツ振興について

⑧　能登谷　　繁（日本共産党）
- 新型コロナ対策について
- 旭川大学の公立化について

⑨　金　谷　美奈子（無党派Ｇ）
- イトーヨーカドー撤退等の影響と対応策について
- 旭川環状通り循環線継続とバス事業について
- 長期間図面と異なる公共工事が行われていたことについて
- 旭山公園夜桜まつり継続のための方策について

⑩　品　田　ときえ（民主・市民連合）
- 公文書管理と公文書館について
- 旭川市の男女平等・共同参画施策の推進について

⑪　ひぐま　としお（無党派Ｇ）
- 雨水管の誤接続等について
- 東旭川学校給食センターの水道凍結と暖房計画等について
- 新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷と差別等について

⑫　江　川　あ　や（民主・市民連合）
- 新型コロナウイルス感染症禍における学校の対応とは
- 新型コロナウイルス感染症に関わる預かりの課題について
- 子どもの育ちに関する課題について
- 公園のサウンディング調査に関する課題認識について

⑬　上　村　ゆうじ（自民党･市民会議）
- プレミアム付商品券２次販売の見込み違い
- 買物公園のＷｉ－Ｆｉ環境整備
- ＩＣＴパークの整備
- ＧＩＧＡスクール構想の取組
- 日本製紙（株）旭川工場

①子宮頸がんの定期予防接種

問　**ＨＰＶワクチンの接種*は、対象年齢であれば公費で受けられますが、その期間を過ぎると自費になります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療機関の受診を控えている状況もあることから、対象者及び保護者への今後の対応について聞かせてください。**

答　ＨＰＶワクチンの定期予防接種対象者のうち、３回の予防接種が完了していない方には、はがきで情報を提供していきます。対象期間が令和３年３月末で終了する高校１年生相当の女子に対しては令和２年11月13日に通知しており、今後は、新型コロナウイルス感染症の発生状況も注視しながら、医療機関を受診しやすい時期なども考慮し、本年度末までには、中学生相当の女子にも周知したいと考えています。また、国では新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、やむを得ず対象期間を超える場合でも、定期接種として取り扱うことを認めていることについても併せて周知をしていきます。【地域保健担当部長】

②ＳＮＳを活用した除排雪の要望受付

問　**市民からの要望対応のため除排雪のパトロール等を行っていますが、それらに市民から位置情報や現場の写真を提供してもらうなどＳＮＳを活用した仕組みを導入することで業務の軽減を図ることができると思います。**

道路補修などで活用している自治体もあるので、本市でもＳＮＳを活用した除排雪要望を受け付ける仕組みを導入すべきではないですか。

答　除排雪のパトロールについては、日常のほか、除雪作業終了後の早朝にも実施し、道路状況の確認を行っていますが、一度で確認できる範囲には限界があります。

市民から現場の状況や位置情報を提供していただくような仕組みについては、対応時間の短縮による市民サービスの向上と、苦情相談窓口の負担軽減による業務の効率化につながるものと認識しているため、ＧＰＳシステムとの連動の可能性など、技術的な課題も含め、要望受付の手法等について調査、検討していきます。【土木部長】

*ＨＰＶ（ヒトパピローマウイルス）ワクチンの接種：対象年齢は、小学校６年生から高校１年生相当の女子であり、この期間内に３回接種する必要がある。令和２年10月９日付けの厚生労働省局長通知により、接種の積極的な勧奨とならないよう留意するものの、希望者が定期接種を受けられるよう周知していく方針が示された。

③防衛施設周辺整備事業の活用

問　**部隊改編により道北に所属する陸上自衛隊第２師団の隊員は全て旭川駐屯地で大型免許を取得することになりました。教習訓練も実技試験検定も全て駐屯地外の路上で行われることから、市内で路上訓練する車両が増えており、少なからず市民に迷惑を掛けているのではないでしょうか。そこで、今後の防衛施設周辺整備事業の補助金の活用についてどのように考えていますか。**

答　防衛施設周辺整備事業補助金は、厳しい財政状況にある本市にとって大変貴重な財源になっていると考えています。令和３年度には、除雪グレーダ１台の購入で約4,000万円の事業について申請を予定しており、令和４年度以降についても、防衛省所管補助事業に係る研修会の参加などを通じて制度の把握に努めるとともに、除雪車両に加え、周辺地域の生活環境等の整備について北海道防衛局と協議を続けながら積極的に活用していきます。【総合政策部長】

④北彩都地区のヘルスケアコンドミニアム

問　**北彩都リバーフロント地区では、地区計画上、住宅や共同住宅などの建築物を建築してはならないことになっています。このため、ヘルスケアコンドミニアムの整備が進められていると認識していましたが、10月下旬に新聞に折り込まれていた広告にはマンションにしか見えない内容が掲載されていました。仮に住み替えて居住するとなると地区計画上どうなりますか。**

答　事業者が計画している建築物は、北彩都リバーフロント地区にあり、この地区は、豊かな自然環境で河川空間に隣接する街区であることから、サービス施設等の導入による都市空間の創出を目指した地区となっています。

ご指摘の建築物はヘルスケアコンドミニアムとして滞在型の観光、医療ツーリズム、企業の保養所など、中長期滞在施設に使用されるものとして届出を受けており、これと異なり、

住み替えて居住目的に使用する場合には、地区計画で制限されている住宅や共同住宅に該当することから、この地区では居住することはできないものと考えています。【市長】

⑤オンライン申請の拡充

問　**他都市の中には、ぴったりサービス*の利用拡大に取り組み、国が指定する手続15種類に加えて、児童クラブの入会申請、子ども医療費受給者証の交付申請など、新たに23項目にわたる様々な分野を追加し、オンライン申請の拡充を進めているところもあります。このことを踏まえ、オンライン申請の前向きな検討と早期実現について、市の見解を聞かせてください。**

答　本市で実施している手続の中には、オンライン申請のみで完結しないものなどもあり、申請手続の流れを整理する必要があると考えています。

コロナ禍において、オンライン申請の重要度は非常に高まっていることから、届出のみで済む簡易な手続や、既に北海道電子自治体共同システムを活用してオンライン申請しているものをぴったりサービスでも実施できるようにするなど、市民により利便性を感じていただけるように、その機能の充実を早期に進めていきます。【行政改革担当部長】

⑥小中学校での感染者の公表の考え方

問　**児童生徒や教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、学校名を公表している自治体がありますが、本市では学校名を公表していません。その考え方について聞かせてください。**

答　新型コロナウイルス感染症が発生した場合の情報の公表に関しては、感染症のまんえん防止等のため積極的に公表する必要がある一方で、感染者に対する不当な差別や偏見が生じないよう個人情報の保護に留意しなければならないとされています。しかしながら、児童生徒や教職員が感染した場合の学校名の公表についての国等の統一的な見解はなく、判断は各自治体に委ねられています。

このため、本市では、児童生徒の感染により臨時休業等の措置を行う場合、その旨を公表していますが、学校名については、感染者の特定につながったり、当該校に関わりのない方や市外からの誹謗中傷の電話やＳＮＳ上での書込み等の事例もあることから、子どもたちをいわれのない差別や偏見から守るため、公表を控えています。なお、教職員については、道教委の取扱いに準じ本人の了解を得た上で学校名を公表することとしています。【学校教育部長】

⑦スポーツ振興に向けた仕組みづくり

問　**第２次旭川市スポーツ振興計画（改訂版）での中間評価において、その主要課題の四つのうち、「子どものスポーツ振興」だけ全体評価がＣとなっています。**

スポーツ振興を担っている旭川市スポーツ協会の業務は多様であり、新たな仕組みづくりや取組が難しい状況も見られることから、市のスポーツ課がリーダーシップを発揮してそれらの課題に取り組むべきだと考えますが、見解を聞かせてください。

答　スポーツ課では、スポーツ施設の管理運営を始め、学校施設スポーツ開放事業、スポーツ大会選手派遣費補助、さらにはスポーツ体験会などのイベントの開催や大規模スポーツイベントへの支援など、市民がスポーツに親しむことのできる機会の提供や環境づくりを行っているほか、各種スポーツ大会や合宿の誘致なども行っています。

今後、市民が更にスポーツを楽しむことができるような新たな機会の創出にも取り組む必要があるものと認識しており、次期計画の策定の中で、市民や団体などからの意見の把握に努めていきます。【観光スポーツ交流部長】

⑧旭川大学をベースとした公立大学の方向性

問　**内容は別として議会の附帯決議に対する市側の整理は、ある程度整っていると思います。しかしながら、課題もまだあると思いますので、来年度の予算審議において、具体的な判断が必要になると考えますが、旭川大学をベースとした公立化について今後どのように進めていくのか、その方向性を聞かせてください。**

*ぴったりサービス：子育てに関する手続を始め、地方公共団体が提供している行政サービスを検索したり、オンライン申請を可能とするサービス。このうち本市が登録しているマイナポータルのぴったりサービスは、妊娠出産や子育て分野の12手続であり、オンライン申請可能な手続は、児童手当等の７手続となっている。

答　10月の総務常任委員会では、私から附帯決議の６項目などについて整理した結果を報告し、11月の同委員会の質疑では、公立大学の理念案などについて意見があったところですが、私としては附帯決議の６項目などについては一定の整理ができたと考えています。

今後は、公立化を待ち望んでいる人たちもいますので、できるだけ早く準備に取り掛かりたいと思っており、議会の理解を得ることができれば、予算を執行したいと考えています。

仮に、今年度中に附帯決議の説明に対する議会の理解が得られないのであれば、新年度予算を提案し、改めて旭川大学の公立化について議会で審議いただくことになるものと思っています。いずれにしても、より多くの皆様にご理解いただけるよう、引き続き努力していきます。【市長】

⑨イトーヨーカドー旭川店の撤退報道

問　**イトーヨーカドー旭川店には存続してほしいと思いますが、それが不可能であれば、今後もスーパーが継続営業し、市民が安心して暮らせることが大切になります。また、１、２階の活用については、建物所有者とともに、情報共有する必要があります。そのためにも、正式な結論について早急に市長が確認すべきではありませんか。**

答　このたびの閉店報道に対しては、新型コロナウイルスの感染状況、対応状況等も考慮しなければなりませんが、私が早急にイトーヨーカ堂本社に伺い、店舗継続の要請と継続の可否について確認したいと考えています。

現施設は、市内中心部に位置し、市民の毎日の暮らしに欠くことのできない重要な店舗であることから、関係部局に対し、今後の課題の解決策の検討を指示するとともに、イトーヨーカ堂及び建物所有者に対し、営業の継続を、仮に営業が難しい場合には、スーパーなどの後継テナントの確保についても強く要請して、地域の方々に安心して暮らしていただけるように、しっかりと取り組んでいきます。【市長】

⑩公文書の適正管理

問　**地方自治体においても、公文書を適正に管理し、住民に公開する仕組みが求められています。そのためには条例によって、公文書管理を適正化し、歴史公文書を保存、公開する制度を構築すべきではないでしょうか。**

本市の公文書は、分散して文書庫に保管されていますが、これを一か所に集めて公文書館を設置することが望ましいと考えますが、見解を聞かせてください。

答　本市の公文書は、旭川市事務取扱規程により管理しています。公文書は事務書類だけではなく、市民共有の情報でもあることから、残すべき文書は適切に管理し、公開していくことが公文書等の管理に関する法律の制定目的にある責務であり、それらを利用する場合に提供できるところが、公文書館であると認識しています。

公文書館は、その機能や運営体制はもとより、保存対象文書の検討や閲覧に当たってのルールづくり、専門職員の育成のほか、設備面では空調設備やくん蒸設備なども必要であることから、本市の規模で公文書館を設置している自治体は多くなく、課題が多いものと捉えています。【総務部長】

⑪誹謗中傷に関する相談窓口の設置

問　**新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷、差別等で悩んでいる子どもたちや保護者はたくさんいます。その方の声を聞くため、健康や経済等の相談窓口のほか、専門の相談窓口が必要と考えますが、見解と設置の可能性について聞かせてください。**

答　新型コロナウイルス感染症に関連する偏見、差別等の人権問題の相談窓口については、法務省の人権擁護機関において「インターネット人権相談」や「みんなの人権110番」により相談に対応しているほか、北海道では、「子ども相談支援センター」や「新型コロナウイルス人権相談窓口」を設置したところです。

本市としては、それらの相談窓口をホームページに掲載するほか、小中学校や市有施設に北海道が作成したポスターを掲示し、周知に努めます。また、本市における専門の相談窓口の設置については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、他都市の事例も調査し、関係部局とも協議を行うなど検討を進めていきます。【福祉保険部長】

⑫両親が新型コロナウイルスに感染した場合の対応

問　**子育てをしながら医療や介護に従事している方は、自分たちが新型コロナウイルス感染症に感染したら我が子はどうなるだろうかと不安を感じながら仕事をしています。令和２年第２回定例会では、児童相談所などの関係機関と連携・協力しながら、市として対応する旨の答弁がありました。そこで、児童相談所の一時保護を準用することが考えられますが、どのような状況でしょうか。**

答　子どもの保護者が陽性となり、子どもを養育できない場合、他の親族による養育や子育て短期支援事業の利用など、あらゆる方策を検討することになります。その上で、それらの対応が困難な場合には、保護者の同意を得た上で、最終的には児童相談所の一時保護制度の活用が考えられます。なお、本市としても、北海道と連携しながら、可能な対応を行っていく考えです。【子育て支援部長】

⑬買物公園のＷｉ－Ｆｉ環境整備

問　**旭川のメインストリートである買物公園にＷｉ－Ｆｉ環境が整備されていれば一つのセールスポイントになるのではないでしょうか。**

そこで、令和２年第３回定例会では、買物公園での望ましいＷｉ－Ｆｉ通信環境の在り方を今後整理していきたいという答弁がありましたが、そうした整理が済んだのか聞かせてください。

答　中心市街地における屋外のＷｉ－Ｆｉ環境の充実については、慎重な検討を要し、速やかな整備の難しさはありますが、利便性を高める取組の一つと認識しています。

まだ、整備費用等の十分な精査はできていませんが、事業の整理や今後の方向性については、現在、事業を所管する観光スポーツ交流部とともに、商店街振興組合関係者から意見を伺うなど、両部局で連携しながら検討しています。

今後も関係団体や市民等から意見を伺い、整備手法や運用方法、整備箇所、財源などを精査する中で、中心市街地での通信環境について検討を行っていきます。【地域振興部長】

第４回定例会に提出された議案とその結果

件　名	結果
◆令和２年度旭川市一般会計補正予算について	可決
◆令和２年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について	〃
◆令和２年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について	〃
◆令和２年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について	〃
◆令和２年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について	〃
◆令和２年度旭川市水道事業会計補正予算について	〃
◆令和２年度旭川市下水道事業会計補正予算について	〃
◆令和２年度旭川市病院事業会計補正予算について	〃
◆旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
◆旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
◆旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
◆旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
◆旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
◆旭川市支所設置条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
◆旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃
◆旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃
◆旭川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
◆旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
◆旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について	可決
◆旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
◆定住自立圏形成協定の変更について（鷹栖町）	〃
◆定住自立圏形成協定の変更について（東神楽町）	〃
◆定住自立圏形成協定の変更について（当麻町）	〃
◆定住自立圏形成協定の変更について（比布町）	〃
◆定住自立圏形成協定の変更について（愛別町）	〃
◆定住自立圏形成協定の変更について（上川町）	〃
◆定住自立圏形成協定の変更について（東川町）	〃
◆定住自立圏形成協定の変更について（美瑛町）	〃
◆旭川市功労者表彰条例に基づく被表彰者の推薦について	〃
◆令和２年度旭川市一般会計補正予算について（追加分）	〃
◆財産の取得について（移動式アルミ製観覧席ステージ）	〃
◆旭川市副市長の選任について	同意
◇旭川市議会図書室条例の一部を改正する条例の制定について	可決
◆専決処分の報告について（変更契約を締結すること）	報告済
◇コロナ禍における農業・地域経済対策を求める意見書について	可決
◇核兵器禁止条約の批准を求める意見書について	〃
◇ 2021年度介護報酬改定における増額及びコロナ支援を求める意見書について	〃
◇不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書について	〃
◇住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書について	〃
◇犯罪被害者支援の充実を求める意見書について	〃
◇「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を踏まえた議論が行われることを求める決議について	〃

※◆は市長提出議案、◇は議員又は委員会提出議案

請願・陳情

市政について意見や要望のあるときは、どなたでも請願（議員の紹介のあるもの）や陳情（議員の紹介のないもの）を提出することができます。

令和２年第４回定例会で結果の出たもの

〇総務常任委員会付託
・建設工事の請負契約の入札に関することについて（陳情第７号）～採択

令和２年第４回定例会で新たに付託されたもの

〇建設公営企業常任委員会付託
・自転車にやさしいまちづくりについて（陳情第11号）

賛否の一覧

※議案等について、賛成、反対の双方があった場合のみ、掲載しています。

自民党・市民会議（11人）											民主・市民連合（10人）										公明党（５人）					日本共産党（４人）				無党派Ｇ（３人）			無所属
菅原　範明	林　祐作	佐藤　さだお	木下　雅之	松田　たくや	上村　ゆうじ	福居　秀雄	安田　佳正	宮本　儔	えびな　信幸	杉山　允孝	江川　あや	塩尻　英明	宮崎　アカネ	高橋　紀博	高木ひろたか	品田　ときえ	松田　ひろし	高見　一典	白鳥　秀樹	中川　明雄	中野ひろゆき	高花　えいこ	もんま　節子	中村のりゆき	室井　安雄	まじま　隆英	石川　厚子	小松　あきら	能登谷　繁	ひぐまとしお	上野　和幸	金谷　美奈子	横山　啓一
★コロナ禍における農業・地域経済対策を求める意見書について（可決［賛成18、反対14、欠席１］）																																	
★核兵器禁止条約の批准を求める意見書について（可決［賛成18、反対14、欠席１］）																																	
★2021年度介護報酬改定における増額及びコロナ支援を求める意見書について（可決［賛成18、反対14、欠席１］）																																	
欠	×	×	×	×	×	×	／	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
★建設工事の請負契約の入札に関することについて（陳情第７号）（採択［賛成25、反対７、欠席１］）																																	
欠	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○

※左記の３件の議案はいずれも同じ賛否です。

賛成者は「○」、反対者は「×」、欠席者は「欠」としています。
議長は採決に加わらないため、斜線としています。

本会議の生中継をモニターテレビでご覧になれます。
モニター設置場所 ○総合庁舎１階　市民課ロビー（窓口開設時間中のみ放映）○総合庁舎議会棟２階　第３又は第４委員会室

常任委員会の動き

令和２年10月10日（第３回定例会閉会日の翌日）以降の各委員会における主な活動内容や協議経過等についてお知らせします。

総務常任委員会

委員長:中野 ひろゆき　副委員長:佐藤 さだお

－公立大学の設置に関わる課題と検討について－

当委員会が所管する「旭川大学をベースとした公立大学の設置」に関わる検討については、10月27日の委員会で、附帯決議を踏まえた課題の整理について、改めて市長からの報告と説明を受けました。提出された資料には、公立大学の理念や学生確保の可能性などが再整理され、長期的な運営収支の見通しについても20年・30年後までの推計が示されました。

その後、11月17日に開催した委員会では、市長に対する質疑の場を設定し、各委員から様々な視点で「旭川大学の公立化」に関わる課題や、更に検討を深めるべき内容等について積極的な質疑がありました。

旭川大学をベースとした公立大学の設置及び開学については、令和５年度とする旨のスケジュールが市長からも答弁されましたが、多くの市民から注目される公立大学の設置に関わる議論も今後いよいよ大詰めを迎えます。

▲委員会で市長が答弁する様子

民生常任委員会

委員長:金谷 美奈子　副委員長:品田 ときえ

－活発に質疑が行われています－

10月27日に開催した委員会では室井安雄委員から「新しい生活様式取組支援事業の申請受付期間の延長」について、また、小松あきら委員から「缶・びん等資源物中間処理施設整備の今後の方向性」について質疑がありました。

▲委員会での質疑の様子(10月27日)

▲委員会での質疑の様子(10月27日)

11月25日に開催した委員会では小松あきら委員から「障害者加算の認定誤りによる生活扶助費等負担金の過大交付」について、江川あや委員から「給付型奨学金の現状」について質疑がありました。

当委員会は、新型コロナウイルス感染症に関する事項を含め、様々な市民生活に関わることを所管していることから、より良い安心安全な市民生活の実現に向けてしっかりと活動していきます。

▲委員会での質疑の様子(11月25日)

経済文教常任委員会

委員長:林 祐作　副委員長:宮崎 アカネ

－経済文教常任委員会の活動について－

令和２年第５回臨時会に伴い、10月28日に委員会を開催し、「令和２年度旭川市一般会計補正予算について」各所管部長から説明と「庁用自動車による事故について」農政部長から報告がありました。

また、11月26日には、令和２年第４回定例会に伴い、所管に関わる議案「令和２年度旭川市一般会計補正予算について」を含む４件について各所管部長から説明があり、「令和２年度上期（４月～９月）観光入込客数等について」観光スポーツ交流部長から報告がありました。

本来ならば、市民と議会の意見交換会の時期でしたが、残念ながら今年度は中止となりました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が落ち着き、来年度に開催できることになった際には市民の皆様から市政に対するご意見ご要望をお聞かせいただければ幸いです。

引き続き、自分たちにできる最大限を常に考え、今後とも議会活動にも精進してまいります。

上半期（４～９月）観光入込客数等について

1 観光入込客数

年度	人数	対前年同期比
令和２年度	1,139,600人	35.2%
令和元年度	3,236,400人	103.9%

2 宿泊延数

年度	泊数	対前年同期比
令和２年度	204,800泊	37.3%
令和元年度	549,600泊	101.3%

3 外国人宿泊延数

年度	泊数	対前年同期比
令和２年度	686泊	0.5%
令和元年度	135,957泊	99.5%

▲コロナ禍の影響で過去最大の減少幅に

建設公営企業常任委員会

委員長:高木 ひろたか　副委員長:まじま 隆英

－市営住宅第２豊岡団地２号棟を視察－

10月26日に開催した委員会では、建設中の市営住宅第２豊岡団地２号棟の視察を実施しました。この市営住宅の各部屋の天井部分は、ダクトや梁の部分は低く、それ以外の部分は高く施工されているのが特徴です。(右の写真参照)

▲ダクト、梁以外の天井は高い

低い天井だけでは圧迫感がありますが、高い部分を作ることでそれを解消しています。施工には手間と費用が掛かりますが、建物全体の高さを低くできるとともに、全体の建設費用も抑えられるメリットがあります。(下の写真参照：奥の既に完成している新１号棟（７階建）と手前の旧７号棟（４階建）との全体の高さ比較)

従前の第２豊岡団地は10棟（202戸）あり、新１号棟の完成により、既に２棟分は解体されていました。

今後も新棟建設→旧棟解体を繰り返し、最終的には４棟（235戸）に集約される計画です。

▲奥は新棟７階建、手前は旧棟４階建

あさひかわ市議会だよりは、広聴広報委員会が編集をしています。市議会だよりに関する、市民の皆様のご意見をお寄せください。
（連絡先）議会事務局議会総務課（電話25−6380・ＦＡＸ24−7810）

１年間の主な議会活動

令和２年１月から12月までの１年間の主な議会活動は、次のとおりです。

会議名	開催日数	会議時間	付議事件等	件数又は人数
本会議	32日 (会期98日)	95時間51分	審議議案等	市長提案209件 議会提案　50件 (うち意見書27件)
常任委員会	54日	43時間44分		
議会運営委員会	34日	9時間05分	代表質問	5人
特別委員会	35日	126時間38分	一般質問	延べ38人
広聴広報委員会	15日	7時間27分	大綱質疑	延べ　6人
その他の会議	25日	8時間20分	質疑	延べ28人
合計	195日	291時間05分	請願・陳情	5件受理

■ 議会の動き ■

令和２年10月10日から12月31日までの議会の動きです。

10　月

26日　・議会運営委員会
　　・建設公営企業常任委員会
27日　・総務常任委員会
　　・民生常任委員会
28日　・経済文教常任委員会
29日　・議会運営委員会
30日　・本会議(第５回臨時会開会・閉会)
　　・議会運営委員会
　　・広聴広報委員会

11　月

12日　・広聴広報委員会
17日　・総務常任委員会
24日　・議会運営委員会
　　・広聴広報委員会
25日　・総務常任委員会
　　・民生常任委員会
26日　・経済文教常任委員会
　　・建設公営企業常任委員会
27日　・議会運営委員会
30日　・本会議(第４回定例会開会)

12　月

４日　・本会議(一般質問)
７日　・本会議(一般質問)
８日　・本会議(一般質問)
　　・議会運営委員会
９日　・議会運営委員会
10日　・本会議(第４回定例会閉会)
　　・建設公営企業常任委員会
　　・広聴広報委員会
16日　・議会運営委員会
17日　・議会運営委員会
　　・総務常任委員会
　　・民生常任委員会
　　・経済文教常任委員会
　　・建設公営企業常任委員会
18日　・本会議(第６回臨時会開会・閉会)

○議場での新型コロナウイルス感染症対策について

本市議会では「旭川市議会における新型コロナウイルス感染症に係る対応方針」に基づき、感染防止対策を行っていますが、議場での感染リスクを更に軽減するため、次のような取組を行いました。

○令和２年第４回定例会の一般質問における出席議員の調整
○議場の議長席、議会事務局長席、演壇及び質疑質問席にアクリル製（透明）のパーティションを設置
○隣接している議員席の間に設置しているパーティションをアクリル製（透明）に変更

○議会を傍聴しませんか

本会議や委員会は、どなたでも傍聴できます。
なお、新型コロナウイルス感染症対策として、議場及び傍聴人出入り口を換気のため常時開放しています。
室内の温度が低くなることが予想されますので、暖かい服装でお越しください。

●問合せ先
・会議日程及び委員会の傍聴：議会事務局議事調査課（電話25－6318）
・本会議の傍聴：議会事務局議会総務課（電話25－6380）

●本会議では、補聴装置(10台)、手話通訳及び要約筆記をご利用になれます。
・補聴装置は、傍聴受付の際にお申出ください。
・手話通訳は、傍聴予定日の３日前までに議会事務局議会総務課（電話25－6380・FAX24－7810）又は一般社団法人旭川ろうあ協会（電話45－0757・FAX45－0760）へお申込みください。
・要約筆記は、傍聴予定日の１週間前までに議会事務局議会総務課（電話25－6380・FAX24－7810）へお申込みください。

議会基本条例制定10年の軌跡はこちらからご覧いただけます　→

編集後記

あさひかわ市議会だよりは、創刊以来、市民の皆様に様々な議会活動をお知らせし、このたび、第100号を迎えました。 第100号の企画・編集に当たり、広聴広報委員会内で編集チームをつくり、デザイン・レイアウトや使用素材などの検討を行い、今号限りではありますが、表紙と裏表紙をフルカラーにさせていただきました。今後とも、より一層、内容の充実に努めてまいります。

○第100号編集委員

林　　祐　作　　まじま　隆　英　　江　川　あ　や
高　花　えいこ　　菅　原　範　明　　ひぐま　としお